

山形県特別職報酬等審議会

【第2回資料】

平成29年12月1日

山 形 県

資料項目

1	第1回審議会における主な御意見（第2回審議会における論点）	P 2
2-1	特別職報酬等審議会開催に係る全国状況	P 3
2-2	特別職報酬等審議会開催に係る東北各県等の状況	P 4
3-1	特別職報酬等月額（本来額）の全国状況との比較	P 5
3-2	特別職報酬等月額の改定（案）	P 6
3-3	特別職報酬等月額の改定（案）に係る所要額試算	P 7
3-4	特別職報酬等月額改定に係る全国状況	P 8
	（参考）民間役員等の報酬の状況	P 9
3-5	特別職報酬等の改定の考え方に係る東北各県等の状況	P 10
3-6	本県職員及び国家公務員の給与改定の状況	P 11
3-7	今後の特別職報酬等月額の改定方針（案）	P 12
4-1	本県の独自減額措置実施の状況等	P 13
4-2	知事及び副知事の独自減額措置に係る全国状況	P 14
4-3	独自減額措置実施団体の全国状況（第1回資料より）	P 15
4-4	本県の財政状況	P 16
4-5	独自減額措置に係る論点の整理	P 17

1 第1回審議会における主な御意見（第2回審議会における論点）

○ 審議会の開催について

- ・ 10年以上にわたって審議会が開催されてこなかったことは問題ではないか。
- ・ かつて2年ごとに見直していたように、定期的な見直しが望ましい。
- ・ 結論として据え置きとする場合であっても、定期的開催すべき。

○ 報酬等の水準について

- ・ 人口規模や県内総生産等の指標を参考に、全国35位水準を目標としてはどうか。
- ・ 民間の特別職（役員等）の報酬との比較の視点が必要。
- ・ 従来「改定の基本的な考え方」を整理し直すべき。

○ 独自減額措置について

- ・ 独自減額措置については、経済の落ち込み等、特別な事情がある場合に限定して行うべき（常態化させるべきではない）。
- ・ 経済情勢や他の都道府県、民間の状況を踏まえて、見直しをしていくべきではないか。
- ・ 独自減額の割合が大きく、審議会で本来額を定める意義が薄れてしまう。
- ・ これまでに行ってきた減額措置の趣旨についての説明が必要。

2-1 特別職報酬等審議会開催に係る全国状況

		報酬等審議会の開催状況		報酬等月額 現行額への改定時期
		直近の開催 時期（年度）	開催周期	
1	北海道	H28	毎年	H4.10.1
2	青森	H5	不定期	H5.12.1
3	岩手	H27	不定期	H28.4.1
4	宮城	H17	不定期	H18.4.1
5	秋田	H18	不定期	H18.7.1
6	山形	H17	不定期	H18.4.1
7	福島	H7	不定期	H7.10.1
8	茨城	H7	不定期	H7.4.1
9	栃木	H19	不定期	H20.1.1
10	群馬	H27	不定期	H22.4.1
11	埼玉	H17	不定期	H18.4.1
12	千葉	H5	不定期	H5.10.1
13	東京	H28	原則毎年	H28.4.1
14	神奈川	H7	不定期	H7.12.1
15	新潟	H28	毎年	H29.1.1
16	富山	H10	不定期	H6.1.1
17	石川	H6	不定期	H6.7.1
18	福井	H5	不定期	H6.1.1
19	山梨	H22	不定期	H22.12.1
20	長野	H25	不定期	H25.7.1
21	岐阜	H6	不定期	H6.12.1
22	静岡	H27	2年ごと	H28.4.1
23	愛知	H28	毎年	H27.4.1
24	三重	H26	不定期	H19.4.1

		報酬等審議会の開催状況		報酬等月額 現行額への改定時期
		直近の開催 時期（年度）	開催周期	
25	滋賀	H27	4～5年ごと	H27.8.1
26	京都	H28	毎年	H18.4.1
27	大阪	H28	不定期	H28.4.1
28	兵庫	H24	不定期	H25.4.1
29	奈良	H23	不定期	H23.12.1
30	和歌山	H18	不定期	H18.7.1
31	鳥取	H28	2年ごと	H28.11.30
32	島根	H23	不定期	H24.4.1
33	岡山	H18	不定期	H18.7.1
34	広島	H12	不定期	H13.1.1
35	山口	H28	原則毎年	H20.4.1
36	徳島	H8	不定期	H9.4.1
37	香川	H20	不定期	H16.4.1
38	愛媛	H7	不定期	H8.4.1
39	高知	H28	2年ごと	H22.4.1
40	福岡	H4	不定期	H5.4.1
41	佐賀	H28	毎年	H18.4.1
42	長崎	H18	不定期	H18.8.1
43	熊本	H17	不定期	H18.4.1
44	大分	H18	不定期	H19.4.1
45	宮崎	H18	不定期	H18.10.1
46	鹿児島	H23	不定期	H23.8.1
47	沖縄	H27	3年ごと	H25.4.1

※ 他県の開催状況はH29.10.1時点のもの

※ 直近の審議会開催は報酬等月額に係るもののみ集計

※ 網掛けは審議会開催の周期等を条例上定めている若しくは定期的に開催している団体

2-2 特別職報酬等審議会開催に係る東北各県等の状況

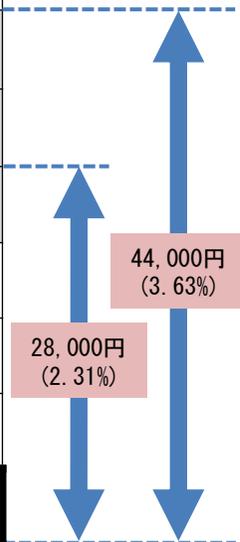
	報酬等審議会の開催状況 (H29. 10. 1 時点)				報酬等月額 の現行額への 改定時期
	直近の 開催年度	直近の開催 から現在まで の経過年数	今年度の開催予定	開催周期	
青 森	H5 (今年度を除く)	24年	全3回による開催を予定 (第1回：平成29年10月11日)	不定期	H5. 12. 1
岩 手	H27	2年	なし	不定期	H28. 4. 1
宮 城	H17	12年	なし	不定期	H18. 4. 1
秋 田	H18	11年	なし	不定期	H18. 7. 1
山 形	H17 (今年度を除く)	12年	全3回による開催を予定 (第1回：平成29年8月23日)	不定期	H18. 4. 1
福 島	H7	22年	なし	不定期	H7. 10. 1
新 潟	H28	1年	平成30年1月中旬の開催を予定	毎年	H29. 1. 1

※ 網掛けは定期的に審議会を開催している団体

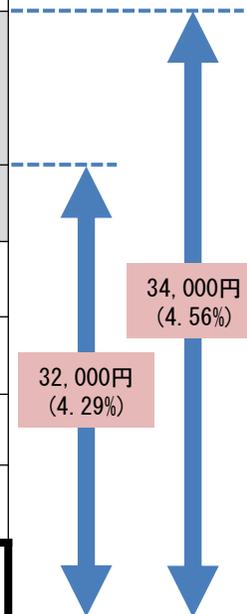
3-1 特別職報酬等月額（本来額）の全国状況との比較

【知事の給料及び議員の議員報酬月額（本来額）全国30位台前半水準との較差】

知事		
順位	都道府県	月額 (千円)
1～29位（略）		
30	長崎	1,260
31	新潟	1,256
32	山梨 滋賀	1,250
34	島根 熊本 大分 宮崎 鹿児島	1,240
39	岩手 沖縄	1,230
41	高知	1,220
42	奈良	1,214
43	山形	1,212
44	秋田 和歌山	1,210
46	佐賀	1,190
47	鳥取	1,143



議員		
順位	都道府県	月額 (千円)
1～24位（略）		
25	滋賀 香川 長崎	800
28	青森 秋田 新潟 富山 石川 福井 熊本 大分 宮崎 鹿児島	780
38	奈良	778
39	鳥取	774
40	岩手 山梨 和歌山 高知	770
44	島根 佐賀	760
46	沖縄	750
47	山形	746



【参考】

本県の人口規模
 <H28. 10. 1時点>
 111万3千人 (35位)

県内総生産（名目）
 <H26>
 3兆7,545億円 (35位)

一人当たり県民所得
 <H26>
 258万9千円 (32位)

財政力指数（注1）
 <H25～27平均>
 0.34237 (34位)

標準財政規模（注2）
 <H27>
 3,355億円 (31位)

注1：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税（普通交付税）算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

注2：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模。

3-2 特別職報酬等月額改定（案）

【特別職報酬等の水準について】

- 現状、本県の特別職報酬等は全国最下位水準にあるが、本県の人口規模や県内総生産などの経済指標を参考に、全国30位台前半水準を視野に、報酬等の額を設定することを検討。

（案）現在の特別職報酬等の額を、全国30位台前半水準を視野に設定。

〔全国30位台前半水準とするために必要となる引上げ額（引上げ率）〕

知 事：28,000円～44,000円（2.31%～3.63%）

議 員：32,000円～34,000円（4.29%～4.56%）

※ 副 知 事：知事の引上げ率に準じて引上げ

議長及び副議長：議員の引上げ率に準じて引上げ

3-3 特別職報酬等月額改定（案）に係る所要額試算

現行額	報酬等月額	現行年収	報酬等月額 (独自減額後)	現行年収 (独自減額後)
知事	1,212,000 円	20,080 千円	909,000 円	16,444 千円
副知事	933,000 円	15,457 千円	788,400 円	13,722 千円
議長	867,000 円	14,364 千円	867,000 円	14,364 千円
副議長	774,000 円	12,823 千円	774,000 円	12,823 千円
議員	746,000 円	12,359 千円	746,000 円	12,359 千円

試算① 知事31位水準→副知事 +3.63% / 議員28位水準→議長及び副議長 +4.56%

	改定後月額	引上げ額	改定後月額 (独自減額後)	年収試算 (独自減額後)	所要額
知事	1,256,000 円	44,000 円	937,500 円	17,041 千円	597 千円
副知事	966,000 円	33,000 円	812,900 円	14,208 千円	486 千円
議長	906,000 円	39,000 円	906,000 円	15,010 千円	646 千円
副議長	809,000 円	35,000 円	809,000 円	13,403 千円	580 千円
議員	780,000 円	34,000 円	780,000 円	12,923 千円	23,658 千円

所要額（議員42名分含み）計 **25,967 千円**

試算② 知事34位水準→副知事 +2.31% / 議員38位水準→議長及び副議長 +4.29%

	改定後	引上げ額	改定後月額 (独自減額後)	年収試算 (独自減額後)	所要額
知事	1,240,000 円	28,000 円	930,000 円	16,824 千円	380 千円
副知事	954,000 円	21,000 円	806,200 円	14,032 千円	310 千円
議長	904,000 円	37,000 円	904,000 円	14,977 千円	613 千円
副議長	807,000 円	33,000 円	807,000 円	13,370 千円	547 千円
議員	778,000 円	32,000 円	778,000 円	12,890 千円	22,267 千円

所要額（議員42名分含み）計 **24,116 千円**

3-4 特別職報酬等月額改定に係る全国状況

【近年、特別職報酬等の引上げ改定を行った都府県】

都道府県	改定年月日	改定内容		改定方針・根拠等
		知事・副知事	議員等	
東京都	H28. 4. 1	+1,000円	+1,000円	報酬等改定の基準となる都の指定職給料表が1,000円(0.09%)引上げられたことを踏まえ、左記のとおり引上げ
新潟県	H29. 1. 1	知事 +10,000円 副知事 +8,000円	議長 +8,000円 副議長 +7,000円 議員 +6,000円	新潟県特別職の職務・職責を考慮すれば、報酬等の額の水準は全国平均程度(例：知事+48,000円)が妥当と考えるが、一般職の給与改定率が低いことや、経済動向等を注視するため、左記のとおり引上げ
静岡県	H28. 4. 1	知事 +14,000円 副知事 +12,000円	議長 +11,000円 副議長 +10,000円 議員 +9,000円	一般職の給与改定率の相乗積(1.11%)及び、期末手当や退職手当を含めた一任期中の総支給額の観点から検討し、報酬等の水準が財政力や財政規模が類似する他の都道府県に比べて低い状況にあることから、左記のとおり引上げ
大阪府	H28. 4. 1	知事 +210,000円 副知事 +20,000円	改定なし	前回改定時からの本庁部長級職員の給与改定率の相乗積(1.66%)に準じて改定 なお、知事については、退職手当の廃止に伴い、現行の退職手当の一任期(4年)分の額を1ヶ月相当に割戻し、給料の額に復元
鳥取県	H28. 11. 30	知事 +12,000円 副知事 +11,000円	議長 +10,000円 副議長 +9,000円 議員 +8,000円	一般職の給与改定率(1.1%)に準じて改定

(参考) 民間役員等の報酬の状況

- 医療法人・学校法人等を除いた企業規模500人以上の本店事業所を対象とし調査したものであり、人事院が国家公務員指定職の俸給額の参考としているもの。
- 役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」を各社1人ずつ選出し集計。

単位：千円（年額）／人事院「民間企業における役員報酬（給与）調査」より

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
企業規模等	500人以上1,000人未満	23,359	23,924	24,889	26,180	28,030	27,916	27,429	27,998
	1,000人以上3,000人未満	32,195	30,519	32,144	30,695	31,117	31,592	32,765	31,814
	3,000人以上	39,298	43,207	44,917	45,422	46,628	50,410	52,860	55,763
	合計	30,033	30,563	32,067	31,849	32,918	33,881	34,831	35,119
参考	国務大臣の年間給与	29,573	28,727	28,517	28,517	28,517	28,703	28,548	29,162
	副大臣の年間給与	28,325	27,497	27,353	27,353	27,353	27,532	27,379	27,969
	事務次官等の年間給与 (指定職俸給表8号俸)	22,935	22,765	22,652	22,652	22,652	22,491	22,977	23,175

※ 民間役員等の報酬の集計結果の公表は平成21年度から

※ 国務大臣及び副大臣の年間給与は、俸給月額、地域手当及び期末手当を合計したもの

※ 事務次官等の年間給与は、俸給月額、地域手当及び期末勤勉手当を合計したもの

3-5 特別職報酬等の改定の考え方に係る東北各県等の状況

	改定の考え方	現行額の適用日
青森県	2年おきに近隣団体の状況等を考慮し見直しを検討、一般職の給与改定率の2年分の相乗積を乗じて増減額を算出	平成5年12月1日
岩手県	一般職の給与改定率の相乗積を現行額に乘じ、±1万円以上の差が生じた場合に改定	平成28年4月1日 ※ 議長等：H18.4.1
宮城県	国家公務員一般職の給与改定率を考慮するとともに、国家公務員指定職の俸給や人口及び財政力指数類似県の状況を考慮して検討	平成18年4月1日
秋田県	一般職の給与改定率や、他の都道府県の改定状況等を総合的に勘案して改定を判断	平成18年7月1日 ※ 議長等：H5.4.1
山形県	国家公務員行政職俸給表（一）の2年分の給与改定率の相乗積を現行額に乘じた額を基本	平成18年4月1日
福島県	国家公務員指定職俸給表の給与改定率の相乗積を現行額に乘じた額を基本に、他の都道府県の改定状況等を総合的に勘案して判断	平成7年10月1日
新潟県	一般職の給与改定率や、他の都道府県の改定状況等を総合的に勘案して判断	平成29年1月1日

※ 他県の改定指標は人事課給与管理係の聞き取り等によるもの。

3-6 本県職員及び国家公務員の給与改定の状況

① 国家公務員行政職俸給表（一）適用職員の給与改定率

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
0.00%	0.35%	0.00%	▲0.22%	▲0.19%	▲0.23%	0.00%
H25	H26	H27	H28	H29	➡	H18-H29 相乗積
0.00%	0.27%	0.36%	0.17%	0.15%		1.0066

② 本県行政職給料表適用職員の給与改定率

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
0.00%	0.00%	0.00%	▲0.51%	▲0.31%	0.00%	0.00%
H25	H26	H27	H28	H29	➡	H18-H29 相乗積
0.00%	0.21%	0.19%	0.10%	0.08%		0.9976

③ 国家公務員指定職俸給表の改定率

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
0.00%	0.00%	0.00%	▲0.33%	▲0.25%	▲0.50%	0.00%
H25	H26	H27	H28	H29	➡	H18-H29 相乗積
0.00%	0.00%	0.09%	0.00%	0.00%		0.9901

3-7 今後の特別職報酬等月額改定方針（案）

【今後の報酬等月額改定の基本的な考え方について】

- 現行額（平成18年4月～）については、これまでの方針（国家公務員行政職俸給表（一）適用職員の給与改定率の相乗積）に基づけば据置きとなったものの、平成18年4月から実施された給与構造改革による一般職の給与水準の大幅な引き下げを踏まえ設計。
- 従来、本県で採用してきた国家公務員行政職俸給表（一）適用職員の給与改定率の相乗積を用いる考え方は、東北各県における横並びの改定状況が崩れていることから、現在採用する合理性は低い。

今後の特別職報酬等の改定については、

（案の1） 本県行政職給料表適用職員の給与改定率の相乗積

（案の2） 国家公務員指定職俸給表の改定率の相乗積

のいずれかを現行額に乗じた額を基礎に、他の都道府県の改定状況や県内の経済情勢等を考慮して決定することを基本的な考え方とする。

（案の1）について

- ・ 東北の多くの県が採用している考え方。
- ・ 本県の情勢をより反映。

（案の2）について

- ・ 東北では福島県が採用している考え方。

4-1 本県の独自減額措置実施の状況等

【本県の特別職等の独自減額措置実施の経過】

知事	開始年月	本来額 (減額前)	削減率	知事給料月額 (減額措置後)	減額の理由	(参考) 管理職手当
高橋和雄	H14. 4	1,300千円	▲15%	1,105千円	景気の悪化等に伴う税収の大幅な減少、予算の節減による県民負担を考慮	▲10%
齋藤 弘	H17. 4	1,300千円	▲20%	1,040千円	知事の選挙公約	▲13%
	H20. 4	1,212千円	▲22%	945.4千円	厳しい財政状況の中一般職の引上げ勧告(H19)を凍結	▲18%
吉村美栄子 (※)	H21. 12	1,212千円	▲23%	933.3千円	リーマンショックによる厳しい経済・雇用情勢	▲18%
	H22. 12	1,212千円	▲25%	909千円	前年度に引き続く厳しい社会経済情勢	▲18%

※ 知事の退職手当については、制度上、31,996,800円（平成29年4月1日時点）が支給されることとなるが、吉村知事については、1、2期目は支給しておらず、現任期（3期目）についても支給しないこととしている。

4-2 知事及び副知事の独自減額措置に係る全国状況

【知事】

(H29. 4. 1時点)

減額内容	都道府県
60% (※)	東京
30%	大阪
25%	北海道 山形 徳島
20%	青森 秋田 愛知 三重 岡山 愛媛 高知
15%	福島 茨城
10%	栃木 奈良 島根 山口 長崎
8%	京都
7%	兵庫
6%	和歌山
5%	岩手 宮城
3.2%減額後の額に 1,000円を加算	大分

※ H28. 11. 1～H29. 1. 31までは100%
H29. 2. 1～H29. 4. 30までは60%
H29. 5. 1～H30. 7. 31までは50%

【副知事】

(H29. 4. 1時点)

減額内容	都道府県
20%	北海道
15.5%	山形
15%	秋田 三重
14%	大阪
12%	愛媛
10%	青森 福島 茨城 岡山 徳島
8%	島根
7%	栃木 高知 長崎
6%	和歌山
5%	愛知 奈良 山口
4%	宮城 京都 兵庫
3.2%減額後の額に 1,000円を加算	大分
3%	岩手

4-3 独自減額措置実施団体の全国状況（第1回資料より）

○ 全国的に、独自減額措置については、基本的に廃止・縮減の傾向がみられる。

年月	知事				副知事				議長				副議長				議員			
H18.4 現在	42団体				40団体				29団体				29団体				29団体			
H29.4 現在	25団体				24団体				10団体				10団体				10団体			
(H18.4現在 との比較)	廃止	縮減	拡大	新規																
	19	7	9	2	18	11	5	2	23	2	1	4	23	2	2	4	23	2	1	4

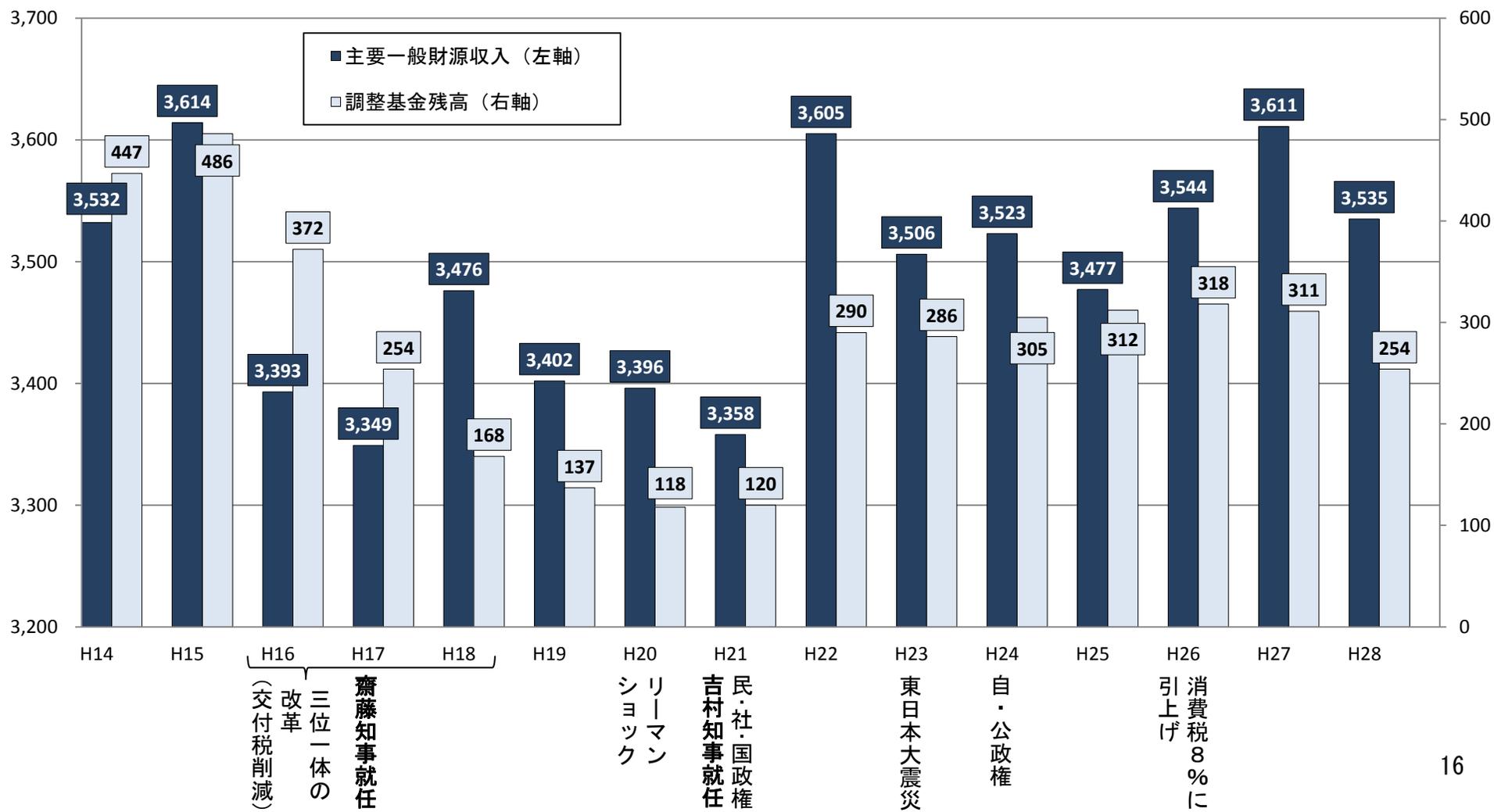
4-4 本県の財政状況

【主要一般財源収入】

用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる「一般財源」のうち、地方税、地方交付税、地方譲与税及び臨時財政対策債の収入決算額の合計。

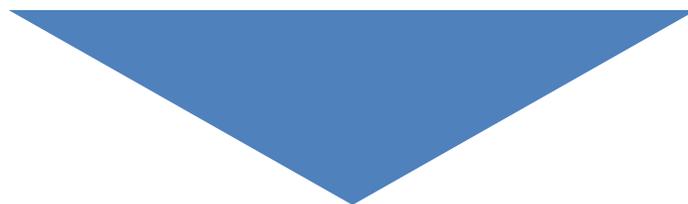
【調整基金残高】

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられた基金（家計の貯金に相当）の年度末残高。（単位：億円）



4-5 独自減額措置に係る論点の整理

- 本県の財政状況や県内の経済・雇用情勢等を考慮し、これまで15年以上減額措置を継続している。
- リーマンショックにより落ち込んだ本県の経済・雇用情勢については、おおむねそれ以前の水準まで回復している。
- 一方で、本県の財政状況については、近年、一部改善傾向はみられるものの、依然として厳しい情勢にある。



【今後の独自減額措置について】

- 知事及び副知事については、これまで15年以上減額措置を継続しているが、審議会の答申を得て定めた本来額を受け取るべきではないか。
- 独自減額措置を実施することを否定するものではないが、経済情勢や財政状況の著しい悪化などがあった場合において、減額率や期間を限定して実施すべきではないか。